

平成25年行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	有害性試験結果評価等のための専門家会議の設置		担当部局庁	労働基準局安全衛生部		作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	昭和54年開始		担当課室	化学物質対策課化学物質評価室		角田 伸二	
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号 労働安全衛生法第57条の5		関係する計画、通知等	-			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	新規に届出がなされた化学物質について、健康障害防止措置の要否等を判断するため、当該物質の有害性試験結果に関して専門家に意見聴取を行う。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	新規化学物質の届出の際に事業者から提出される有害性試験結果について、専門家による評価を行う。						
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求
		補正予算					
		繰越し等					
		計	1.1	1.0	0.8	0.8	0.8
	執行額	0.9	0.8	0.7			
	執行率 (%)	82.4%	80%	86%			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	専門家への意見聴取の結果、強い変異原性を有すると評価された物質について、健康障害防止のための指針(通達)の対象とする。		成果実績	指針の発出の実績	6月及び11月に指針を発出	11月に指針を発出	12月に指針を発出
			達成度	%	100%	100%	100%
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	届出があった新規化学物質について、専門家による有害性の評価を100%実施する。		活動実績 (当初見込み)	有害性評価の実施率	100% (100%)	100% (100%)	100% (100%)
単位当たりコスト	-		算出根拠	本事業の経費は行政経費であり、単位当たりのコストを算出するためには、本事業の経費のほか、職員の人件費や間接経費も含めて計算を必要とする必要があるが、この人件費や間接経費と本事業に要する額を切り分けることが出来ないため算出は困難。			
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由			
	諸謝金	0.4	0.4	-			
	委員等旅費	0.2	0.2				
	庁費	0.2	0.2				
計	0.8	0.8					

事業所管部局による点検										
項目		評価	評価に関する説明							
必要投入	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	新規化学物質は毎年約1200種類の届出があり、今後増加する傾向にあることから、その評価等に関するニーズは高い。							
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	新規化学物質の届出は、国が労働安全衛生法により規定しているものであるところ、その評価等を行う本事業は、国が実施すべきものである。							
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○	新規化学物質は毎年約1200種類の届出があり、今後増加する傾向にあることから、その評価等についても優先度が高い。							
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	—	—							
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	労働安全衛生法に基づく新規化学物質の届出は、労働者の保護の観点から国が義務づけているものであるが、届出内容の審査を通じて、新規化学物質による労働者の健康障害防止を図っているものであり、届出内容の適正な評価は事業者及び労働者双方に有益なものであるところ、受益者との負担関係は妥当である。							
	単位当たりコストの水準は妥当か。	—	—							
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	—	—							
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	用途は、届出内容の評価を行う専門家への謝金や旅費等、事業の運営に必要なものに限定されている。							
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	—	—							
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	—	—							
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	毎年度、目標を達成しており、活動実績は見込みに見合ったものとなっている。							
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	届出のあった新規化学物質は毎年公表しており、広く国民に周知している。また、届出内容の評価した結果、強い変異原性を有すると認められたものについては、健康障害防止のための指針(通達)を発出しており、評価結果は活用している。							
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	○	安衛法の他に、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)において、対象目的等の異なる届出制度があるところ、労働者の健康障害防止を目的とする安衛法に対して、化審法は国民一般・生態系への影響防止を目的としている。 各法に基づき、各所管省庁・部局がそれぞれ届出内容の評価を行っているが、上記の法の目的に応じて、適切に役割分担を行っている。							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業番号</th> <th>類似事業名</th> <th>所管府省・部局名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(化審法)に基づく新規化学物質製造・輸入届出制度</td> <td>厚生労働省医薬食品局、経済産業省、環境省</td> </tr> </tbody> </table>	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(化審法)に基づく新規化学物質製造・輸入届出制度	厚生労働省医薬食品局、経済産業省、環境省			
事業番号	類似事業名	所管府省・部局名								
	「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(化審法)に基づく新規化学物質製造・輸入届出制度	厚生労働省医薬食品局、経済産業省、環境省								
点検結果	毎年度、活動指標・成果指標を順調に達成し、有害性調査結果の適切な評価を通じて、対象とした化学物質の有害性の有無等を明らかにしてきており、事業は有効に運営できているものと評価できる。 引き続き有効な事業の運営に努めてまいりたい。									
外部有識者の所見										
点検対象外										
行政事業レビュー推進チームの所見										
現状通り	職場における新規化学物質の有害性調査試験結果を専門家に評価してもらうための事業であり、本事業の必要性の観点からの評価も概ね妥当であることから、引き続き効率的な執行に努めるべき(必要な予算措置に努めること)。									
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況										
現状通り	—									
備考										
関連する過去のレビューシートの事業番号										
	平成22年	—	平成23年	—	平成24年	1022				

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

有害性試験結果評価等のための専門
家会議の設置

厚生労働省
(0.7百万円)

(事業管理)



【行政経費】

A. 事務費
(0.7百万円)

(届出の審査、有害性調査機関の査察 等)

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位：百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

A.			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		(精査中)	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0